

第49回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(午前9時15分受付開始)

開催場所

東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿
1階 芙蓉の間

●末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第49回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	2 2
計算書類	2 5
監査報告	2 8
株主総会参考書類	3 4

議案及び参考事項

議案 剰余金処分の件

証券コード 6419
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目10番7号
株式会社 マースグループホールディングス
代表取締役社長 松 波 明 宏

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.mars-ghd.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「ニュースリリース」「第49回定時株主総会招集ご通知」を順に選択のうえ、ご覧ください。

電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（マースグループホールディングス）又は証券コード（6419）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿1階 芙蓉の間
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 本株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、行政の各種政策や行動制限の緩和により経済活動の正常化に向けた動きが加速しました。その一方で、ロシアのウクライナ侵攻に起因した資源価格の高騰や物価の上昇が続いていることに加え、欧米を中心としたインフレ抑制のための金利引き上げの影響から世界的な景気後退懸念や金融不安が生じており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループはアミューズメント関連事業、自動認識システム関連事業、ホテル・レストラン関連事業の各事業を通じてお客様の「満足」を勝ち取るために新たな付加価値の追求をしまりました。また、変化する市場環境に柔軟に対応するため、各事業会社の役割や責任の明確化、意思決定の迅速化を推し進めるとともに、人づくりや組織づくりの再構築を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高203億46百万円（前期比34.7%増）、営業利益41億26百万円（同161.4%増）、経常利益47億30百万円（同89.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に投資有価証券売却益5億43百万円、特別損失に減損損失5億9百万円を計上したことから31億44百万円（同69.5%増）となりました。

セグメントの実績は次のとおりであります。

[アミューズメント関連事業]

アミューズメント関連事業の主な販売先であるパチンコ業界は、レジャーの多様化や少子高齢化による遊技人口の減少により、経営が立ち行かなくなったパチンコホールの閉店・廃業が相次ぎ、M&Aによる業界再編が進む中で2022年11月から次世代遊技機といわれるスマートパチスロ（以下「スマスロ」）の導入が始まりました。スマスロやスマートパチンコ（以下「スマパチ」）に代表されるスマート遊技機は、玉やメダルを触れずに遊べる遊技機で新しいゲーム性に期待を寄せる遊技ファンだけでなく、感染症対策強化やギャンブル等依存症対策強化、不正防止、パチンコホールの負担軽減等、パチンコ業界に変革をもたらす遊技機として業界全体で期待されております。スマスロは、導入前から市場の期待感が高く、導入後も高稼働を見せていることから市場への導入が進み、周辺機器の設備更新も好調に推移しました。その一方で、半導体をはじめとする部材の調達面においては少しずつ改善しているものの、供給が

追い付かない傾向にありました。

このような状況の中、当社グループは、半導体等の部材不足の課題に直面しながら製品の安定供給に向けて最大限努めてまいりました。引き合いの強いスマート遊技機専用ユニット「スマートユニット」を中心に、主力製品である少人数でホール運営が可能なパーソナルPCシステム（以下「パーソナル」）及び遊技データ等の収集・AI分析が可能な「マースユニコン」等、トータルシステムでの提案・販売を行ってまいりました。

当連結会計年度におけるパーソナルの売上実績は27店舗、当連結会計年度末時点における導入（実稼働）店舗数は累計1,420店舗（市場シェア21.9%）となりました。また、パーソナルやスマートユニットを含めたプリペイドカードシステムの売上実績は63店舗、導入（実稼働）店舗数は累計1,535店舗（市場シェア23.7%）となりました。

空気力で紙幣を搬送する業界随一のAir紙幣搬送システム及びハイスペックモデルの立体Air紙幣搬送システムは、セキュリティの強化やホール業務の省力化等の導入効果が期待されていますが、スマート遊技機の入替工事が先行し大型案件が少なかったため、導入件数は限定的となりました。また、景品交換業務における省力化や利便性を追求したセルフPOSやクオリティの高い接客が可能なマーススマートウォッチⅢ等、きめ細やかな製品及び付加サービスの提案・販売を行い、商品力のある製品を通じてお客様満足・信頼獲得に努めてまいりました。スマート遊技機の導入に合わせて設備の更新需要が漸く動きつつあり、今後の新規出店や大型改装工事の案件に向けた販売に注力してまいります。

この結果、アミューズメント関連事業の売上高は、133億95百万円（前期比48.8%増）、セグメント利益は39億63百万円（同115.7%増）となりました。

〔自動認識システム関連事業〕

自動認識システムは、RFID、バーコード、X線検査装置等を媒体として各種データを自動的に取り込み・認識ができるため、自動化・省人化及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現には欠かせないキーデバイスの一つとして、需要が高まっております。

当社グループでは特にFA市場、物流市場、アミューズメント市場、健診市場を中心に提案販売活動を行ってまいりました。また、今期リリースしましたUHF帯RFIDトンネルタイプ一括読取装置「MGT-001」、自社製高分解能マルチフォーカス開放管を搭載したX線検査装置「MUX-3410」、物流・製造分野でのDXを推進する「UHFフォークシステム」等の拡販に努め、高い技術力を通じて多様なニーズや課題解決に最適なソリューションを提供してまいりました。

この結果、自動認識システム関連事業の売上高は、51億26百万円（前期比4.3%増）、セグメント利益は6億26百万円（同9.3%増）となりました。

[ホテル・レストラン関連事業]

ホテル業界ならびに外食業界は、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化が進み、入国規制の大幅緩和や円安効果によるインバウンド需要が増加する等、取り巻く環境は徐々に回復してきました。しかしながら、原材料費・光熱費の高騰による利益率の低下、更に深刻な人材不足もあり、本格的な回復には時間を要するものと思われます。

このような状況の中、「マースガーデンホテル博多」及び「マースガーデンウッド御殿場」では、全国旅行支援や行動制限の緩和の影響を受けて、昨秋以降の稼働率が大幅に改善しました。また、レストラン事業では、特に東京銀座エリアの「銀明翠GINZA」「銀座松月」がレストラン予約サイトのクチコミで高評価・表彰される等、業績は好調に推移しました。

この結果、ホテル・レストラン関連事業の売上高は、18億24百万円（前期比53.8%増）、セグメント損失は2億40百万円（前期は5億74百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資額は17億73百万円であり、その主なものはアミューズメント関連事業の埼玉県東松山市土地取得（3億81百万円）、北海道札幌市土地建物等取得（11億86百万円）、製品製造に係る金型購入（38百万円）、ホテル・レストラン関連事業の既存施設の改修工事等（1億20百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2020年3月期)	第 47 期 (2021年3月期)	第 48 期 (2022年3月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	22,562,827	14,760,826	15,103,447	20,346,659
経 常 利 益 (千円)	4,286,020	1,533,397	2,502,710	4,730,297
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	2,300,991	807,016	1,855,121	3,144,848
1株当たり当期純利益 (円)	137.78	48.32	110.23	190.17
総 資 産 (千円)	58,422,967	57,961,970	60,135,008	63,922,782
純 資 産 (千円)	51,439,818	52,297,036	54,241,998	56,307,370
1株当たり純資産額 (円)	3,080.23	3,131.56	3,221.26	3,429.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2020年3月期)	第 47 期 (2021年3月期)	第 48 期 (2022年3月期)	第 49 期 (当事業年度) (2023年3月期)
営 業 収 益 (千円)	3,449,569	2,125,810	2,223,105	1,788,223
経 常 利 益 (千円)	3,158,004	1,767,692	1,936,577	1,284,967
当 期 純 利 益 (千円)	2,585,003	1,703,126	1,593,860	1,572,939
1株当たり当期純利益 (円)	154.79	101.98	94.70	95.12
総 資 産 (千円)	38,786,652	40,430,186	42,281,009	42,236,191
純 資 産 (千円)	38,338,108	39,826,216	41,313,046	41,774,901
1株当たり純資産額 (円)	2,295.70	2,384.81	2,453.45	2,544.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マースエンジニアリング	480百万円	100.0%	アミューズメント機器の製造販売
株式会社マースシステムズ東日本	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の販売
株式会社マースシステムズ東海	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の販売
株式会社マースシステムズ西日本	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の販売
株式会社マースコーポレーション	100百万円	100.0%	不動産賃貸、リース事業
株式会社マースネットワークス	100百万円	100.0%	情報の管理及び提供、コンテンツ配信
株式会社マースウインテック	100百万円	100.0%	電子機器の製造販売
株式会社マーストーカー ソリューション	480百万円	100.0%	自動認識システムの製造販売
株式会社マースプランニング	100百万円	100.0%	ホテルの経営及びレストランの運営

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様の満足のために」を実現するため、開発から製造、販売、アフターサービスに至る一貫体制で、労働環境の改善と省力化につながる製品、システムの提供に努めております。

純粋持株会社である「株式会社マースグループホールディングス」の傘下に12社の事業会社があります。企業価値を更に高めていくために各事業会社の役割や責任を明確にし、意思決定の迅速化や機動的な事業運営を推し進めております。当社グループは、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、次の項目を重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

① グループ経営の強化

当社グループは、持続的な成長を継続していくためにグループの経営資源を適切に配分しながらグループ間のシナジーの創出を図ってまいります。また、グループ経営の健全性や透明性を高めるために内部統制の強化及びコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。

② 各事業会社の持続的な成長

イ. アミューズメント関連事業

主要販売先であるパチンコ業界は、娯楽の多様化や少子高齢化により遊技人口が減少傾向にあり、依然として厳しい環境が続いておりますが、スマート遊技機が市場に導入されて以降、減少していた遊技客数は回復の兆しがあり、周辺設備の更新需要も高まってきております。スマート遊技機は導入前から市場の期待感が高く導入後も高稼働を見せていることから、今後も導入が好調に進むものと予想されます。

当社グループは、部材不足からスマート遊技機専用ユニット「スマートユニット」等の供給が追い付かない状況にありましたが、最優先で生産体制の強化を図り、安定した供給に努めてまいります。また、省力化を実現するシステムやソリューションの提供を通してホール運営をサポートしてまいります。

ロ. 自動認識システム関連事業

新型コロナウイルス感染症の影響で設備投資の先送りや見直しがなされる状況を脱し、市場環境が改善してきております。需要が拡大している分野において新商品のリリースや拡販を推し進めるとともにクラウドプラットフォームの推進で業容の拡大と新しい付加価値の提供に努めてまいります。

ハ. ホテル・レストラン関連事業

新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要が増加傾向にあるものの、原材料費・光熱費の高騰や人材不足が懸念されます。そのような中でダイナミックプライシングによる客単価の向上を図るとともにブランドの定着に向けた取り組みを実施し、収益の最大化を目指してまいります。

③ 成長分野への積極的な投資

M&Aを積極的に活用し、成長事業の促進や新規事業の創出を図るとともに、事業ポートフォリオの最適化を図ってまいります。

④ 人材の育成と確保

人材の育成は、企業経営の重要課題の一つであり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には必要不可欠であると考えております。その考えの下、社内外の研修やOJT等による教育を実施しており、更には次世代の経営人材の育成も推し進めてまいります。また、実力を発

揮できるようにグループ会社間の異動も含めて最適な人員配置を実施してまいります。

⑤ 健康経営の取り組み

当社グループは、社員の心身の健康保持を増進し、働きやすい職場環境を整え、社員一人ひとりが才能を十分に発揮できるよう「健康経営」に取り組んでおります。これらの活動が評価され、経済産業省が主催する「健康経営優良法人」に6年連続で認定されました。また、福利厚生充実にも力を入れており、福利厚生表彰・認証制度実行委員会が主催する「ハタラクエール2023」に福利厚生推進法人として表彰・認証されました。長時間労働の是正、有給休暇取得の促進、在宅勤務や時差出勤の推進等を通して、社員のワークライフバランスを実現し、働きがいを持って仕事ができる環境や制度の整備を進めてまいります。

⑥ コンプライアンスの強化

当社グループは、職務権限及び業務プロセスの明確化、内部監査強化による実効性確保、内部通報制度による早期発見及び周知徹底、全社員を対象とした社員研修等を実施いたしました。今後もコンプライアンスに対する意識向上を目的とした社員研修を継続的に実施し、経営の健全性や透明性を図ってまいります。

⑦ 業務プロセス改革やDXの推進

経営課題の早期解決を実現するために、計画的な研修を通して人材を育成・確保し、業務プロセス改革やDXを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
アミューズメント関連事業	アミューズメント施設向け周辺システムの製造販売及びこれらに附帯する事業活動
自動認識システム関連事業	R F I D、バーコード、X線検査システム他を利用した自動認識システムの製造販売
ホテル・レストラン関連事業	ホテルの経営及びレストランの運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都新宿区
株式会社マースエンジニアリング (アミューズメント関連事業)	本 社	東京都新宿区
	営業所	東京、西東京
	工 場	静岡県御殿場市
	流通センター	静岡県御殿場市
	技術センター	静岡県裾野市、東京都新宿区
株式会社マースシステムズ東日本 (アミューズメント関連事業)	本 社	埼玉県さいたま市
	営業所	札幌、東北、大宮
株式会社マースシステムズ東海 (アミューズメント関連事業)	本 社	神奈川県横浜市
	営業所	横浜、静岡、名古屋
株式会社マースシステムズ西日本 (アミューズメント関連事業)	本 社	大阪府大阪市
	営業所	京都、大阪、神戸、広島、福岡、鹿児島
株式会社マースコーポレーション (アミューズメント関連事業)	本 社	東京都新宿区
株式会社マースネットワークス (アミューズメント関連事業)	本 社	東京都新宿区
株式会社マースウインテック (アミューズメント関連事業)	本 社	長野県埴科郡
株式会社マーストーケン ソリューション (自動認識システム関連事業)	本 社	東京都新宿区
	営業所	東京、茨城、名古屋、大阪、福岡
	工 場	長野県諏訪郡
	テクニカル センター	東京都調布市
株式会社マースプランニング (ホテル・レストラン関連事業)	本 社	東京都新宿区
	マースガーデンウット 御殿場	静岡県御殿場市
	マースガーデンホテル博多	福岡市博多区
	鉄板焼銀明翠 GINZA	東京都中央区

(7) **使用人の状況** (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アミューズメント関連事業	386 (59) 名	25名減 (9名増)
自動認識システム関連事業	158 (13) 名	12名減 (1名増)
ホテル・レストラン関連事業	96 (34) 名	9名減 (5名減)
全社 (共通)	9 (-) 名	1名増 (-)
合計	649 (106) 名	45名減 (5名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9 (-) 名	1名増(-)	41.9歳	20.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 67,620,000株
- ② 発行済株式の総数 22,720,000株
- ③ 株主数 9,131名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社イー・エンプランニング	2,170	13.22
光 通 信 株 式 会 社	1,562	9.51
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,462	8.91
松 波 明 宏	680	4.14
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	663	4.04
松 波 廣 和	610	3.72
松 波 香 代 子	610	3.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	513	3.13
公益財団法人マース奨学財団	500	3.05
永 井 美 香	432	2.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,300,865株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松波明宏	株式会社マースエンジニアリング代表取締役会長 株式会社マースコーポレーション取締役 株式会社マースウインテック取締役 株式会社マースネットワークス取締役 株式会社マーストークンソリューション取締役 株式会社マースプランニング取締役
取締役	秋山学	株式会社マースシステムズ東日本代表取締役社長 株式会社マースシステムズ西日本取締役
取締役	高橋丈治	株式会社マースプランニング代表取締役社長 株式会社マースエンジニアリング取締役
取締役	小平尚	株式会社マーストークンソリューション代表取締役社長
取締役	洞口治夫	法政大学経営学部教授 放送大学教養学部客員教授 公益財団法人マース奨学財団評議員
取締役	山下善久	弁護士
常勤監査役	名取満郎	株式会社マースエンジニアリング監査役
常勤監査役	佐藤敏昭	株式会社マーストークンソリューション監査役
監査役	安原正義	弁理士
監査役	吉田茂夫	公認会計士

- (注) 1. 取締役洞口治夫氏及び山下善久氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役安原正義氏及び吉田茂夫氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役佐藤敏昭氏は、長きにわたり当社経理・管理部門に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役吉田茂夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役洞口治夫氏及び山下善久氏並びに社外監査役安原正義氏及び吉田茂夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 洞口治夫氏の戸籍上の氏名は、萩原治夫であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約を更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

持続的な企業価値及び業績の向上を図るために、各役員が期待される役割を十分発揮できる報酬体系とし、インセンティブに資する報酬を支払うことを基本方針としております。

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役職、職責、在任年数、貢献度、業績等の要素を総合的に勘案し、取締役会の決議により個別の支給額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現行の制度は適切であると考えており、業績連動報酬等を設定しておりませんが、業績に連動した報酬等も今後検討いたします。

c. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、基本方針に基づき固定報酬の額を算出し、月例報酬（ただし6月、12月は別に定める月例報酬）を支払います。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長松波明宏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議し、代表取締役社長が具体的な内容を決定しております。委任した理由は、報酬等の決定方針に基づき、グループ全体を把握し各取締役の適正な評価を行うには代表取締役社長が最も適任であるためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	11名 (4名)	67百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4名 (2名)	22百万円 (4百万円)
合 計 (うち 社 外 役 員)	15名 (6名)	89百万円 (10百万円)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役2名）を含んでおります。なお、取締役1名については、同総会終結の時を持って監査役に就任したため、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 1990年5月25日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額は、年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）であります。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は8名であります。
4. 1994年6月29日開催の第20回定時株主総会において決議された監査役の報酬限度額は、年額30百万円であります。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は2名であります。
5. 上記のほか、2022年6月29日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- ・取締役 4名 42百万円（うち社外取締役 2名 4百万円）

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役洞口治夫氏は、法政大学経営学部教授、放送大学教養学部客員教授、公益財団法人マース奨学財団評議員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	洞 口 治 夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。大学教授として経営戦略等の専門的見地からの発言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。
	山 下 善 久	2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	安 原 正 義	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。弁理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
	吉 田 茂 夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としてコーポレートガバナンスや内部統制の実施において専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する体制として、当社グループの経営理念や経営方針に加え、行動規範を制定し、当社グループの行動規範として整備、体系化しています。行動規範は、部門ごとに掲示した上、社内システムや当社ホームページで常時閲覧できるように整備しており、全役員や全従業員を対象にした教育も適宜行っています。また、内部通報制度を導入し、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図っています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議手続規程、文書保存管理規程（文書の保存期間含む）に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理し、保存期間は文書保存管理規程によるものとします。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者の決定、ならびにリスク管理体制を構築しています。緊急の有事が発生した場合に備え、連絡網の整備や責任者を決定し、被害を最小限に止めるためのマニュアルを作成しています。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会で重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督します。また、迅速な経営判断と業務執行を行うために必要に応じて臨時取締役会を開催する他、定期的の子会社からの報告を受け、適切な判断ができる体制を維持しています。

取締役の職務執行については、組織及び職務権限規程ならびに業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制を整えています。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ経営方針に基づき、各グループ会社の取締役、使用人一体となった遵法意識の醸成を図ります。当社グループ全体の業務の円滑化を促進し、当社グループ全体の管理体制を確立します。また、関係会社管理規程を定め、子会社に対して重要事項を当社へ報告する体制を整えるとともにグループ経営会議を定期的開催し、当社グループ間の情報共有化及びグループ経営方針の統一化に努めます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役は職務の必要性に応じて適宜各部の人員が支援する体制をとり、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、専任のスタッフを配置することとします。使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。内部監査室は定期的に内部監査結果を監査役に報告し、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。監査役への報告をした者が、報告したことを理由として、不利益な扱いを受けない体制を整備します。
- ⑧ 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なものと認められる場合を除き、その請求に従って処理します。
- ⑨ その他監査役は監査の実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性を確保するために、定期的に取り締役との意見交換を行う機会を提供し、必要な情報を入手するための協力を行います。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループ行動規範を制定し、全役員や全従業員を対象にした教育を適宜行っています。また、不測の事態に備えて、総務部を担当部署とし、特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関に加盟し、情報交換を行いながら連携できる体制を確立しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が法令や定款を遵守するために行動規範を制定し周知徹底を図っています。年4回行われる会議ではトップダウンによる指導がある他、年に1回、全社員を対象としたeラーニングを実施し、コンプライアンスに対する理解度を高める体制を整えています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録や資料、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報は、セキュリティの確保された場所で記録・保存・管理をしています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

大きな災害等の不測の事態の対応として、定期的リスク管理規程や対応マニュアルの見直しを行っています。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会での意思決定を速やかに業務執行するために、取締役会の他、グループ経営会議や月例部長会等の会議を定期的開催し、情報の共有化と進捗を確認できる体制としています。また、業務改善及び経営効率の向上を図るため、内部監査室による内部監査を実施しています。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、定期的にグループ経営会議を開催することで、当社グループ間の情報を共有化しています。当社グループの取締役及び使用人が法令や定款を遵守するために行動規範を制定し周知徹底を図っています。また、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の重要な意思決定事項については、関係会社管理規程に基づいて事前に当社取締役会で審議する他、適宜報告を受け、必要に応じて指導を行っています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役スタッフを配置することとしていますが、現在スタッフはおりません。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- 内部監査室は定期的に内部監査結果を監査役に報告しています。取締役及び使用人による法令や倫理に反する行為があった場合は、内部通報ホットラインにより外部の機関及び監査役に報告される体制としています。
- ⑧ 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社方針に基づき、速やかに処理しています。
- ⑨ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- 定期的に取締役、内部監査室、会計監査人との意見交換を行う機会を提供し、必要な情報を入手するための協力を行っています。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社グループの行動規範を制定し、全役員や全従業員を対象にした教育を適宜行っています。また、総務部を担当部署として特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関に加盟し、定期的に情報交換を行いながら連携できる体制を確立しています。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	35,122,618	流動負債	5,467,002
現金及び預金	22,700,571	支払手形及び買掛金	2,858,476
受取手形及び売掛金	4,430,108	リース債務	268,902
営業貸付金	811,761	未払法人税等	1,052,319
リース債権及びリース投資資産	412,793	賞与引当金	342,507
有価証券	349,965	その他	944,796
商品及び製品	2,183,557	固定負債	2,148,410
仕掛品	172,942	リース債務	294,372
原材料及び貯蔵品	3,247,645	役員退職慰労引当金	177,990
その他	869,685	退職給付に係る負債	585,916
貸倒引当金	△56,412	資産除去債務	61,447
固定資産	28,800,163	その他	1,028,684
有形固定資産	15,164,285	負債合計	7,615,412
建物及び構築物	5,226,755	純資産の部	
機械装置及び運搬具	42,250	株主資本	54,795,454
工具、器具及び備品	154,703	資本金	7,934,100
土地	9,628,287	資本剰余金	8,371,830
リース資産	92,818	利益剰余金	51,144,527
建設仮勘定	19,470	自己株式	△12,655,002
無形固定資産	306,158	その他の包括利益累計額	1,511,915
投資その他の資産	13,329,720	その他有価証券評価差額金	1,641,643
投資有価証券	11,471,098	退職給付に係る調整累計額	△129,727
繰延税金資産	445,157	純資産合計	56,307,370
その他	1,904,944	負債純資産合計	63,922,782
貸倒引当金	△491,481		
資産合計	63,922,782		

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,346,659
売上原価		9,109,140
売上総利益		11,237,518
販売費及び一般管理費		7,110,844
営業利益		4,126,673
営業外収益		
受取配当金	509,311	
雇用調整助成金	3,780	
協力金の収入	28,422	
その他	75,517	617,031
営業外費用		
投資事業組合運用損	10,058	
自己株式取得費用	3,349	13,407
経常利益		4,730,297
特別利益		
固定資産売却益	1,894	
投資有価証券売却益	543,186	
関係会社清算益	2,208	547,289
特別損失		
減損損失	509,386	
土地売却損	3,966	
投資有価証券評価損	395	
役員退職慰労金	3,120	516,868
税金等調整前当期純利益		4,760,718
法人税・住民税及び事業税	1,681,022	
法人税等調整額	△65,152	1,615,870
当期純利益		3,144,848
親会社株主に帰属する当期純利益		3,144,848

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,934,100	8,371,830	49,237,574	△12,006,629	53,536,874
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,171,413		△1,171,413
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,144,848		3,144,848
自己株式の取得				△1,018,468	△1,018,468
自己株式の処分				370,096	370,096
自己株式処分差損の振替			△66,482		△66,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,906,952	△648,372	1,258,580
当 期 末 残 高	7,934,100	8,371,830	51,144,527	△12,655,002	54,795,454

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	726,532	△21,408	705,123	54,241,998
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,171,413
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,144,848
自己株式の取得				△1,018,468
自己株式の処分				370,096
自己株式処分差損の振替				△66,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	915,111	△108,319	806,791	806,791
当期変動額合計	915,111	△108,319	806,791	2,065,372
当 期 末 残 高	1,641,643	△129,727	1,511,915	56,307,370

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,858,540	流 動 負 債	119,626
現金及び預金	11,581,558	未払金	17,397
有価証券	349,965	未払費用	9,720
その他	927,017	未払法人税等	62,719
固 定 資 産	29,377,650	賞与引当金	7,145
有 形 固 定 資 産	2,889,086	その他	22,644
建物	1,217,107	固 定 負 債	341,663
土地	1,642,954	役員退職慰労引当金	177,990
その他	29,023	繰延税金負債	85,493
無 形 固 定 資 産	15,214	その他	78,180
その他	15,214	負 債 合 計	461,290
投 資 其 他 の 資 産	26,473,349	純 資 産 の 部	
投資有価証券	10,050,638	株 主 資 本	40,477,969
関係会社株式	12,387,379	資 本 金	7,934,100
関係会社長期貸付金	3,946,478	資 本 剰 余 金	8,371,830
その他	94,554	資 本 準 備 金	8,371,830
貸倒引当金	△5,700	利 益 剰 余 金	36,827,042
資 産 合 計	42,236,191	利益準備金	372,109
		その他利益剰余金	36,454,932
		別途積立金	4,600,000
		繰越利益剰余金	31,854,932
		自 己 株 式	△12,655,002
		評価・換算差額等	1,296,931
		その他有価証券評価差額金	1,296,931
		純 資 産 合 計	41,774,901
		負 債 純 資 産 合 計	42,236,191

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		1,788,223
営 業 費 用		919,576
営 業 利 益		868,647
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	426,202	
そ の 他	3,525	429,727
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	10,058	
自 己 株 式 取 得 費 用	3,349	13,407
経 常 利 益		1,284,967
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	426,811	426,811
特 別 損 失		
関 係 会 社 清 算 損	1,294	1,294
税 引 前 当 期 純 利 益		1,710,485
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	136,267	
法 人 税 等 調 整 額	1,278	137,546
当 期 純 利 益		1,572,939

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						利益剰余金合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計	
			資 本 金	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金		
資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			別 積	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	7,934,100	8,371,830	372,109	4,600,000	31,519,889	36,491,998	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△1,171,413	△1,171,413	
当 期 純 利 益					1,572,939	1,572,939	
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
自己株式処分差損の振替					△66,482	△66,482	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	335,043	335,043	
当 期 末 残 高	7,934,100	8,371,830	372,109	4,600,000	31,854,932	36,827,042	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△12,006,629	40,791,298	521,747	521,747	41,313,046
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,171,413			△1,171,413
当 期 純 利 益		1,572,939			1,572,939
自 己 株 式 の 取 得	△1,018,468	△1,018,468			△1,018,468
自 己 株 式 の 処 分	370,096	370,096			370,096
自己株式処分差損の振替		△66,482			△66,482
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			775,183	775,183	775,183
当 期 変 動 額 合 計	△648,372	△313,328	775,183	775,183	461,854
当 期 末 残 高	△12,655,002	40,477,969	1,296,931	1,296,931	41,774,901

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 マースグループホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松 亮一	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉江 俊志	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マースグループホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マースグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 マースグループホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松 亮一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉江 俊志	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マースグループホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質監査基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社マースグループホールディングス監査役会

常勤監査役 名 取 満 郎 印

常勤監査役 佐 藤 敏 昭 印

社外監査役 安 原 正 義 印

社外監査役 吉 田 茂 夫 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策の一つとして考えております。長期的な視野に立ち、安定的で継続した企業成長を図るため、財務体質の強化を図りながら、株主の皆様に対しては安定的で適切な配当水準に業績成果を加味して、利益配分を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき35円とさせていただきますと存じます。

これにより、すでにお支払いいたしました中間配当金1株につき35円と合わせまして当期の年間配当金は、1株につき70円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は574,669,725円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿1階 芙蓉の間
電話 03 (3375) 3211 (代表)



会場へのアクセス

交通： JR「新宿駅」南口より（徒歩約3分）
都営大江戸線「新宿駅」A1出口より（徒歩約1分）
当日は、公共交通機関をご利用ください。